

(別紙様式2)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 山口県  
農業委員会名： 美祢市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,200	535	-	-	-	3,740
経営耕地面積	2,531	267	107	143	17	2,798
遊休農地面積	27	0	0	-	-	27
農地台帳面積	3,416	788	776	10	2	4,204

※1 耕地面積は、令和元年耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、2015農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,229
自給的農家数	594
販売農家数	1,635
主業農家数	128
準主業農家数	296
副業的農家数	1,211

※ 2015農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,736
女性	764
40代以下	21

※ 2015農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	106
基本構想水準到達者	15
認定新規就農者	6
農業参入法人	9
集落営農経営	25
特定農業団体	0
集落営農組織	25

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	-	11
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	2
40代以下	-	0
中立委員	-	0

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25	25	8

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,740ha	1,328ha	35.5%
課 題	集積面積は増加しているものの、農業従事者の高齢化や後継者不足に有害鳥獣被害により離農する農家が増加傾向にある中、担い手の人数を増やす事が必要。また、新たな問題として相続等により農地に無関心な市外在住の土地持ち非農家が増加し、連絡不通や所在不明などにより土地利用の協議が進まない状況が増え始めた。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入(「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」のH31年度末値)

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,310ha	1,334ha	6ha	57.7%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入(「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」のR2年度末値)

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月 農地流動化推進会議を開催する。</li> <li>・10月～2月 アンケート調査を基に、農地流動化推進員が農地の利用集積に向け新たな担い手の掘り起こしと既存の担い手への推進活動を集中的に行う。</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月18日 農地流動化推進会議を開催した。</li> <li>・10月～2月 農地流動化推進員が農地の利用集積に向け新たな担い手の掘り起こしと既存の担い手への推進活動を集中的に行った。</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	国の施策目標に従い最適化の指針で目標値を定めていたが、高齢等による理由で担い手(認定農業者)が減少し、目標と実績が乖離はじめている。
活動に対する評価	今年度の課題にも挙げているが、過去に集積した面積から離脱する面積が増え、今年度の集積目標と乖離する事態となった。しかし、昨年度の集積面積に比べ、僅かながらではあるが微増となっている。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	2経営体	1経営体	2経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	5.9ha	0.4ha	1.1ha
課題	新規就農者の課題は、ゼロからのスタートであり住居確保に始まり、農業技術、農地確保、資金面、販売先と多種多様である。45歳以上の支援策も少しずつ策定され、先の課題を軽減することで就農促進と考えられたが、定年退職後に帰農をと考えていた人が、企業等の定年延長や再雇用が進み帰農が難しくなってくる。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	1経営体	50%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.1ha	(利用権含む)0.6ha	600%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農林水産事務所、農林課、JA、共済組合、農地中間管理機構、農業委員会から構成される美祢市地域担い手育成総合支援協議会が令和2年度末までの目標数値を定め、その目標に向け農業委員会も連携・協力し、令和2年度県の「新規農業就業者定着事業」の予算措置も踏まえ、意欲ある農業者の情報共有を行い普及活動等に取り組む。(担い手育成協議会の令和2年度末目標は令和1年度当初に設定した目標であり、今後、令和1年度の達成状況、今後の見込み等を勘案し、修正される場合がある)
活動実績	県美祢農林水産事務所、市農林課、JA美祢統括本部、共済組合、農地中間管理機構、農業委員会から構成される美祢市地域担い手育成総合支援協議会が令和1年度末までに目標数値を定め、その目標に向け農業委員会も連携・協力しながら、意欲ある農業者の情報共有を行い普及活動等に取り組んだ。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	美祢市担い手育成協議会が令和1年度末までに令和2年度の目標値を定め、農業委員会も連携して取組むこととしている。
活動に対する評価	新規参入者数のあっせんや相談活動を行った結果、1経営体が就農し農地集積まで行うことができた。結果として、経営体について目標達成出来なかったが、面積については、目標以上に達成出来た。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 3,767ha	遊休農地面積(B) 27ha	割合(B/A×100) 0.7%
課 題	遊休農地の解消や担い手による利用集積を進めているが、阻害要因として農業従事者の高齢化、後継者不足や有害鳥獣被害のほか、新たな問題として相続等により農地に無関心な市外在住の土地持ち非農家が増加し、連絡不通や所在不明などにより土地利用の協議が進まない状況が増え始め、特に中山間地域での新たな遊休農地発生を懸念する。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標① 8ha	解消実績② △6ha	達成状況(②/①×100) △75%
--------------	---------------	-----------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用状況調査	44人	8月～9月	8月～12月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月		
その他の活動	地域農業再生協議会と共に耕作放棄地解消補助金等の情報や解消に必要な指導・助言・あっせんを行う。また、守るべき農地を明確にするため非農地判断を行い非農地通知書を発出する		
農地の利用状況調査	調査員数(実数) 44人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 8月～12月
農地の利用意向調査	調査実施時期 11月～1月	調査結果取りまとめ時期	11月～3月
	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 64筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆
	調査面積: 8.9ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha
その他の活動	地域農業再生協議会と共に耕作放棄地解消補助金等の情報や解消に必要な指導・助言・あっせんを行った。		

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地の解消は地権者の理解を伴うものであり、目標として妥当。
活動に対する評価	計画どおり活動した結果、地権者の理解もあり遊休農地を3.6ha解消できた。しかしながら、新たな遊休農地の発生や再発生が多く結果として目標達成できなかった。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,740ha	0ha
課 題	地域農業再生協議会と共に耕作放棄地解消補助金等の情報や解消に必要な指導・助言・あっせんを行う。また、守るべき農地を明確にするため非農地判断を行い非農地通知書を発出する。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月 「広報「げんきみね。」及び美祢市ホームページに掲載し、農業者等へ周知を行う。</li> <li>・8月～9月 農地パトロール(利用状況調査)を実施し、違反転用の発見に努める。</li> <li>・日頃の監視活動の中で、違反転用の早期発見に努め、また、転用等の申請時に判明した違反転用について指導を行い年度内に全て解消する。</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月 有線放送の文字放送及び美祢市ホームページに掲載し、農業者等へ周知を行った。</li> <li>・8月～9月 農地パトロール(利用状況調査)を実施し、違反転用の発見に努めた。</li> <li>・日頃の監視活動の中で、違反転用の早期発見に努め、また、転用等の申請時に判明した違反転用について指導を行い年度内に全て解消した。</li> </ul>
活動に対する評価	計画どおり実行できた。新たな違反転用は無かった。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:31件、うち許可31件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	会長、当番農業委員2名、地区担当推進委員と事務局そして、申請者の立ち会いの上、書類審査と現地調査を行っている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき議案ごとに審議を行う。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に詳細な審議の結果を記載し、ホームページにも議事録を公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

### 2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:48件、うち許可48件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	会長、当番農業委員2名、地区担当推進委員と事務局そして、申請者の立ち会いの上、書類審査と現地調査を行っている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、許可基準、転用内容や立地状況等について総合的に審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に詳細な審議の結果を記載し、ホームページにも議事録を公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	-			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		30 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		20 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		10 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		10 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	報告書の提出忘れ	
	対応方針	報告書の提出忘れがないように指導した	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 814件 公表時期 令和3年 3月
	是正措置	情報の提供方法: 広報誌とホームページに掲載している。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 468件 取りまとめ時期 令和3年 3月
	是正措置	情報の提供方法: 市の掲示板に公表し、詳細は事務局で縦覧している。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4, 204ha
		データ更新: 農地法の許可、相続等の届出、利用権設定等があった場合はその都度補正している。また、年1回以上は住民基本台帳と固定資産台帳と照合。
	是正措置	公表:

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

紙ベースでも事務局に備付。

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 2 件

提出先及び提出した意見の概要	美祢市長宛 ・1件目 1. 定住者、農業従事者の確保として、新規就農者の対象年齢の拡大。及び、企業を退職し当市で農業の従事する者の所得安定対策として65歳まで補助金を交付を求める。 2. 生産環境、資源の確保として、土砂災害リスク低減や治山・治水の観点から森林伐採後の保全管理を進める。また、主要農作物種子法が廃止され種子が高騰する懸念があり自治体自ら地域の環境にあった種子の保持を求める。 3. 農業生産の拡大への取り組みとして、行政と農協がタッグを組み、米以外の新たな農業振興策に取り組むべき。また、支援体制の窓口がわかりづらいので周知を図る取組を求める。 ・2件目 1. トビイロウンカ対策として、来年度作付ける農業者に補助金を支給を求めた。
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している